

四日市市告示第548号

四日市市景観計画の変更を行うにあたり、景観法第9条第8項の規定において準用する同法第9条第1項の規定により、当該変更案の縦覧を行うため、次のとおり告示し、変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更案について、縦覧期間満了の日まで四日市市に意見書を提出することができる。

平成29年12月26日

四日市市長 森 智広

1. 縦覧する図書

四日市市景観計画 変更案

2. 縦覧場所・意見書の提出先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市都市整備部都市計画課

3. 縦覧期間

平成30年1月5日から平成30年1月19日まで

(土・日曜日、祝日を除く)

(都市整備部都市計画課)